又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織		

とあるのは、

「十五　防災庁

組織	官職	区分
防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織	審議官 参事官 企画官（人事院の定めるものに限る。）	一種 二種

十五の二　復興庁

組織	官職	区分
復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織	審議官 参事官 企画官（人事院の定めるものに限る。） 復興局 局長 次長 参事官	一種 二種 一種 二種 四種

」

とする。

る職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織		

とあるのは、

「十四　デジタル庁

組織	官職	区分
デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織	審議官 参事官 企画官（人事院の定めるものに限る。）	一種 二種

十四の二　復興庁

組織	官職	区分
復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織	審議官 参事官 企画官（人事院の定めるものに限る。） 復興局 局長 次長 参事官	一種 二種 一種 二種 四種

」

とする。